

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 2 月 27 日開催（労働金庫業界）]

### 1. 「令和 7 年 2 月 4 日からの大雪にかかる災害」、「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害」及び「令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害」等に対する金融上の措置について

- 令和 7 年 2 月 4 日からの大雪にかかる災害、流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害及び令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、新潟県内、福島県内、埼玉県内及び青森県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

| ○災害名                            |                    |       |          |
|---------------------------------|--------------------|-------|----------|
| 地方公共団体名                         | 法適用日（内閣府公表日）       | 管轄局   | 措置要請日    |
| ○令和 7 年 2 月 4 日からの大雪            |                    |       |          |
| 新潟県                             | 2 月 7 日（2 月 7 日）   | 関東財務局 | 2 月 7 日  |
| 福島県                             | 2 月 7 日（2 月 7 日）   | 東北財務局 | 2 月 10 日 |
| ○流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故           |                    |       |          |
| 埼玉県                             | 1 月 29 日（2 月 11 日） | 関東財務局 | 2 月 12 日 |
| ○令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪 |                    |       |          |
| 新潟県                             | 2 月 20 日（2 月 20 日） | 関東財務局 | 2 月 21 日 |
| 青森県                             | 2 月 25 日（2 月 25 日） | 東北財務局 | 2 月 25 日 |

注：内閣府公表日順

## 2. 「認知症施策推進基本計画」を踏まえた取組について

- 2024 年 12 月 3 日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号）に基づいて、認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向けた「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。同基本計画においては、

- ・ 認知症サポーターの養成促進、
- ・ 認知症の人にとって利用しやすいサービスの開発・普及の促進、
- ・ 認知症高齢者を標的とする特殊詐欺等、消費生活における被害を防止するための啓発

等が盛り込まれている。

- 各金融機関においては、2019 年に策定された「認知症施策推進大綱」等を踏まえた従来の取組に引き続き、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」にするという同法の目的を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただきたい。

## 3. 外国人顧客の口座開設について

- 金融庁では、外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上とマネー・ローンダリング（マネロン）や金融犯罪への関与防止に係る理解の醸成を図るため、パンフレットを作成しており、この度、3 年ぶりに改訂を行い、16 言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットを公表した。

（参考）「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」

<https://www.fsa.go.jp/user/livinginjapan.html>

- 各金融機関においては、これまでも、外国人に対する金融サービスの利便性向上とマネロン・テロ資金対策の高度化の両立に向けて様々な取組を実施いただいていると承知しているが、引き続き、上記ウェブサイトに掲載している「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、預貯金口座の悪用防止にむけた対策の強化にも御理解が得られるように、外国人に対する丁寧な顧客対応に万全を期していただくよう改めてお願いしたい。

#### 4. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 各金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況について、2024年3月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を2024年12月18日に公表した。
- 支援預貯金・支援信託を導入済とする金融機関の割合（個人預貯金残高ベース）は約72%となり、引き続き増加しているほか、導入予定とする金融機関も約21%となっている。
- 他方、一部には、業務体制の構築が困難とするほか、顧客のニーズがないなどとして、支援預貯金・支援信託の導入を見送っている金融機関も見られる。
- 成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするためには、後見人による不正を未然に防止し、被後見人の財産が適切に管理・利用されるための仕組みが重要であり、各金融機関においては、支援預貯金・支援信託の導入に向けて前向きな検討をお願いしたい。
- また、既に導入済の金融機関においても、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい。

#### 5. 障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果について

- 2024年11月19日、預金取扱金融機関における障がい者等に配慮した取組状況について、2024年3月末時点でのアンケート調査結果を公表した。
- 聴覚障がい者等向けの電話リレーサービスについて、労働金庫では全ての先で対応いただいているところだが、対応可能なサービスの拡充にも取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続に関して、引き続き「支店によって対応してくれるかどうか異なることがあった」といった意見が金融庁に寄せられている。内部規定の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力向上の徹底が重要である。

- 本アンケート調査の結果も参考としていただき、障がい者等の利便性向上に向けて、一層の取組をお願いしたい。

## 6. フィッシング対策について

- 2023 年におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害総額は、それぞれ 5,578 件、約 87.3 億円であり、過去と比べて急増している。足元、2024 年上半期においては、被害件数 1,728 件、被害総額約 24.4 億円となり、被害は高止まりしている。また、フィッシング攻撃による被害は、預金取扱金融機関に限ったものではなく、それ以外の金融機関の顧客に対しても発生している。
- 金融庁は、警察庁とも連携し、一般利用者向けに注意喚起を行っているほか、金融機関に対して、累次にわたりフィッシング対策強化の要請を行ってきた。政府としても、2024 年 6 月の「国民を詐欺から守るための総合対策」（※ 1）において、フィッシング対策の強化の方策として、「送信ドメイン認証技術（DMARC（※ 2））への対応促進」を始め、「フィッシングサイトの閉鎖促進」や「パスキー（※ 3）の普及促進」を掲げている。

※ 1 国民を詐欺から守るための総合対策（2024 年 6 月 18 日、犯罪対策閣僚会議）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

※ 2 DMARC (Domain-based Message Authentication, Reporting, and Conformance): SPF・

DKIM の認証結果を利用し総合的に送信ドメイン認証を行う技術。受信したメールが正規の送信元から送られてきたかを検証できる技術の一つ。ドメイン管理者は、認証に失敗したメールの取扱いを送信側でポリシー（DMARC ポリシー）として宣言できる。これにより、なりすまされているメールは受け取らない、といった強いポリシーを受信側に伝えることができるようになる。

※ 3 パスキー: パスワードが不要な認証技術。フィッシングサイト等の正規サイト以外のウェブサイトにおいては、認証が機能しないといった観点から認証技術の漏えいリスクを低減できる効果があるとされている

- こうした足元の状況や「総合対策」を踏まえ、2024 年 12 月 24 日、金融庁は警察庁と連携し、業界団体を通じ、各金融機関に向け、フィッシング対策の強化を求める要請文を発出した。

- 各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進してきたものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況も踏まえ、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合には、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

## 7. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)の結果還元について

- 2024年10月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)」の評価結果について、2025年1月末、参加金融機関に還元した。
- 評価結果が良くなかった各金融機関の経営陣においては、問題点をよく確認いただき、コンティンジェンシープランの見直しを始めとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。
- くわえて、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合は、その是正を計画的に進めていただきたい。
- また、今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は特定のシナリオの下での演習にすぎないため、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。
- さらに、演習に非参加であった金融機関に対しては、今後、全国労働金庫協会を通じて、各業態に共通して認められた課題や、良好事例を還元する予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容を参考に、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

## 8. 在留期間が満了した外国人名義の口座の悪用防止対策について

- 2024年6月に決定された「国民を詐欺から守るための総合対策」においては、帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が犯行に利用される実態がみられることを踏まえ、対策を推進することとされた。

- 上記対策として、2024 年 12 月、警察庁から、在留期間が満了した外国人名義の口座の悪用防止対策として、在留期間の満了日の翌日以降に在留期間更新等がなされたことや在留期間更新許可申請等を行っていること等の特段の事情があることが確認されるまでの間、当該口座から現金出金や他口座への振込を制限すること等を求める旨の事務連絡が発出された。
- 各金融機関においては、当該事務連絡も踏まえ、
  - ・ 在留期間に基づいた預貯金口座の適切な管理を行うとともに、
  - ・ 顧客から在留期間の更新等の事実を確認した場合には速やかに通常どおりの取引を可能とするだけでなく、在留期間満了前に顧客に更新手続の有無を確認するなど、顧客の視点に立って適切な対応をお願いしたい。

## 9. 金融犯罪・マネロン等対策に係る業界横断的な広報について

- 金融犯罪・マネー・ローンダリング（マネロン）等対策の基礎となる継続的顧客管理について、各金融機関において、ダイレクトメールの郵送等により顧客情報の取得・更新に取り組んでいると承知している。
- 金融機関の利用者に対してこうした取組への理解及び協力を求めるため、これまで金融庁や各業界がそれぞれ各種広報を実施してきたが、顧客の理解や協力がいまだ十分ではないことから、苦情や協力拒否に繋がっており、金融機関の現場で負担になっているとの声も寄せられている。
- 国民一人ひとりが金融機関からの情報確認に協力いただくことが、国全体の安心・安全を守ることに繋がることから、広く利用者からの理解・協力が得られるよう、継続的顧客管理の重要性・必要性については官民一体となって戦略的かつ強力な広報を行うことが必要となる。このため、2024 年 12 月より、全国銀行協会を中心として、金融庁や警察庁、各業界団体が連携し、統一的なコンテンツとしてポスター・動画を作成し、当該コンテンツを用いた業界横断的な広報を 2024 年 12 月より展開している。

※ 今回の広報で連携いただいている業界団体一覧

全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会

※ 当該コンテンツによる広報媒体

BS テレビ (12/16～3/31)、YouTube (12/16～3/31)、TVer (12/16～3/31)、Mediacaster (病院や薬局のデジタルサイネージ、1/1～1/31)

- 金融庁も各種広告媒体も活用しながら当該コンテンツを発信していく予定であり、各金融機関においても、ポスターの店頭掲示を始めとして動画の活用などを通じて、一人でも多くの利用者の目に留まるように様々な場所・場面において当該コンテンツを積極的に発信いただきたい。

#### **10. 金融機関の金融犯罪対策に係るチラシの作成について**

- 金融庁は、2024 年 8 月に、警察庁と連名で口座不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文を発出した。当該要請文の中では、口座売買が犯罪であることの顧客への周知や、検知した取引に係る顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化を求めている。
- 金融機関がこのような対策を実施するに当たっては、顧客と接する金融機関の現場の取組が極めて重要となると同時に、顧客の理解・協力も必要となる。今般、こうした取組について顧客である国民の理解・協力を求め、金融機関の現場の取組を支援するため、警察庁と連携してチラシを作成した。
- 具体的には、①口座の売買やレンタルが違法であることと、②金融機関が取引の背景事情を伺う場合や、取引の謝絶や警察への連絡を行う場合があることを内容とする 2 種類のチラシを作成している。
- 各金融機関においても、顧客への説明に際し、必要に応じて当チラシを活用していただきたい。

#### **11. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について**

- マネロン等対策については、各金融機関において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。

- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第5次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や事例を公表すべく準備を進めている。
- 公表は2025年3月頃を目指しており、2025年1月20日よりパブリックコメントに付した（締切日は2025年2月20日）。
- 「有効性検証」はマネロンガイドラインで実施が求められており、各金融機関における有効性検証の進捗状況を踏まえながら順次対話を行う予定なので、パブリックコメント中のドラフトも参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

## 12. 口座不正利用等防止対策強化に係る要請文のフォローアップについて

- 特殊詐欺を始めとする金融犯罪については、各金融機関において対応を強化いただいているものの、犯罪の手口もより巧妙化・多様化している。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月に、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等対策の強化について、要請文を発出した。
- 意見交換会等で既にお伝えしているとおり、金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況のフォローアップとして、2025年1月24日、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを発出した。
- アンケートでは、要請文で求めている対応項目ごとに、対応策の実施状況を回答いただく。いずれの項目も詐欺被害等を防止する観点から重要なものであり、対策が完了していないものについては、具体的な検討状況や今後の対応計画を回答いただきたい。対応未了の期間が続くことで、利用者や金融機関自身が口座不正利用のリスクに長期間さらされることのないよう、経営陣が主導して検討をお願いしたい。
- なお、アンケート回収後に各金融機関の対応状況を集計・分析の上、公表できる形で各金融機関に還元したい。

- 今回のフォローアップは、金融機関における不正利用対策の更なる強化・底上げをはかり、国民を詐欺等の金融犯罪から守る一助とすることを目的とするものである。金融機関においては、御協力のほどお願いしたい。

### 13. Japan Fintech Week 2025 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025 年 3 月 3 日～7 日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催する。
- 2024 年 3 月に初開催した際には、官民様々な団体による関連イベントが開催され、国内外から延べ 13,000 人以上の方に参加いただいた。次回は、新たに運営に加わっていただく Fintech 協会とも連携し、更なるコンテンツ拡充等を通じて、金融機関やフィンテック事業者、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出したい。
- 生成 AI などテクノロジーの進展には目を見張るものがあり、金融庁としては、潜在的なリスクに対応いただきつつも、「チャレンジしないリスク」も踏まえて、イノベーションの実現に向けて各金融機関に積極的に取り組んでいただきたい。開催期間中は、その一助となるよう、AI やデジタル資産、保険、資産運用立国、送金・決済、コンプライアンスの高度化等をテーマに多面的な議論とネットワーキングを行う予定である。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。経営層から現場担当者レベルまで様々な方に訴求するコンテンツを用意しており、各金融機関においては、是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 2025 概要

- ・ 日時：2025 年 3 月 3 日～7 日【コアウィーク】
- ・ 会場：都内各地、各地方都市で開催予定
- ・ 主催：金融庁、一般社団法人 Fintech 協会
- ・ ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2025/index.html>

(参考) FIN/SUM 概要

- ・ 日時：2025 年 3 月 4 日～7 日〔4 日間〕 9:00-18:00
- ・ 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- ・ 主催：金融庁・日本経済新聞社

- ・ ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- ・ チケット登録：1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始

#### 14. バーゼルⅢ最終化の実施について

- 2017年に国際的に合意された自己資本比率規制の枠組みであるバーゼルⅢについて、2025年3月期は、労働金庫業態を含むすべての金融機関の適用期限である。適切な自己資本比率の算出に向けて、引き続き準備を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。
- なお、新規制に基づく情報開示や当局への届出に当たり不明点等があれば、金融庁に御照会いただきたい。

#### 15. サイバー安全保障について

- 2024年6月から11月にかけて、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が内閣官房において開催され、2024年11月29日に同有識者会議の提言が示された。

※ 「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber\\_anzen\\_hosyo/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html)（内閣官房ウェブサイト）

※ 同提言等を踏まえ、2025年2月7日にサイバー対処能力強化法案及び同整備法案が閣議決定されている。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber\\_anzen\\_hosyo\\_torikumi/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo_torikumi/index.html)（内閣官房ウェブサイト）

- 今後、本提言を受けた制度整備に当たり、政府全体の取組の中で、金融庁としても業界とよく意見交換してまいりたい。

#### 16. NISA 利用状況調査結果について（2024年9月末）

- 2024年9月末時点のNISA口座数は約2,509万口座、総買付額は合計約49.0兆円となった。2024年1月から9月までの間、2023年の同時期と比較して、口座数は約2倍のペースで、買付額は3倍以上のペースで増加しており、今や18歳以上の国民の4人に1人に、NISA口座を保有いただいている。
- 過去この意見交換会の場で申し上げたことの繰り返しにはなるが、国民が、安定的な資産形成のひとつの選択肢として、新NISA制度を適切に活

用できるよう、金融機関においては、特に以下の点に御留意いただき、引き続き、わかりやすく丁寧な周知・広報と顧客本位の業務運営を徹底いただきたい。

#### ＜周知・広報を行う上での留意点＞

利用者が資産形成に踏み出す際に以下の点が重要であることを理解できるよう適切な周知・広報を行うこと。

- ・ 利用者自身が、それぞれのライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が必要かをよく考えること。
- ・ 長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあることを認識すること。
- ・ 資産形成に取り組むに当たっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせて活用すること。

#### ＜顧客対応を行う際の留意点＞

顧客本位の業務運営を徹底し、特に以下の内容を踏まえて対応すること。

- ・ 顧客ニーズやリスク許容度の確認
- ・ 提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明
- ・ 販売後のフォローアップ等

### 17. クライメート・トランジション利付国債について

- 2024 年 2 月より、世界初の国によるトランジション・ボンドとして「クライメート・トランジション利付国債」（CT 国債）が累次発行されており、幅広い投資家から受け入れられたものと評価している。また、既に相当数の投資家が、自社のウェブサイト等において、CT 国債に投資した旨を表明しているものと認識している。

- CT 国債は、世界の中でもパイオニアとなる取組であり、政府としても一丸となって取り組んでいる。金融機関においても、CT 国債を購入した場合にはその旨を自社ウェブサイト等で開示していただけると、社会全体のグリーン・トランスフォーメーション（GX）への機運を高める観点からも有意義である。

## 18. 令和 7 年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和 7（2025）年度税制改正要望においては、
  - ・ 「資産所得倍増プラン」・「資産運用立国」の実現
  - ・ 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
  - ・ 安心な国民生活の実現として、保険関連などの項目を要望した。
- その結果、2024 年 12 月 20 日に公表された与党税制改正大綱においては、
  - ・ NISA の利便性向上等
  - ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- NISA の利便性向上等については、金融機関変更時の即日買付が可能となるほか、つみたて投資枠で投資可能な ETF に係る要件について、従来の買付方法（定額買付）に加えて、設定金額内で取得可能な最大口数での買付が可能となる。こうした買付方法の柔軟化を通じ、より多様な商品の提供が実現することを期待したい。
- 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、会社員の企業型 DC・iDeCo 全体の拠出限度額が、賃金の伸びを踏まえ 7,000 円引き上がり、iDeCo の拠出限度額は最大で約 3 倍になることとな

った。また、自営業者の iDeCo 等の全体の拠出限度額も同様に 7,000 円引き上がることとなった。

- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていきたい。
- 税制改正要望プロセスにおいては、各業界から様々な御支援をいただいた。

#### 19. 「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」について

- 2024 年 11 月 22 日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①「日本経済・地域経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」、②「物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～」、③「国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～」の 3 つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
  - ・ 「資産運用立国」の実現に向けた、コーポレートガバナンス改革の推進や、「金融・資産運用特区」のプロモーションや「Japan Weeks」を通じた日本市場の魅力発信、J-FLEC 等と連携した地域の金融経済教育の充実のほか、
  - ・ プロ投資家に対する非上場株式の勧誘における規制の見直しやインパクト投資の更なる普及・浸透等を通じた、スタートアップの資金調達支援のための環境整備、
  - ・ レビキャリ（REVIC の人材プラットフォーム）の活用による大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングの促進、

などの施策が盛り込まれている。

- 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。金融機関においても、御理解・御協力を宜しくお願いしたい。

## 20. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な御意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、今年で10年目を迎える。
- 2024年（1月～12月）は42件の御意見を受け付けており、
  - ・ 保険募集人に対する規制の強化
  - ・ 事業ファクタリングに関する規制法令の制定

などに関する御意見について、金融庁の対応を公表した。

- 金融庁としては、受け付けた御意見について、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応していきたいので、本金融行政モニター制度を全国労働金庫協会の傘下金融機関及びその職員に周知いただき、金融制度や金融庁に対する率直な御意見をお寄せいただきたい。

## 21. FSBによりまとめられた移行計画に関するレポートの公表について

- 近年、企業（金融機関及び非金融機関）が気候関連リスクの戦略と管理を明確にするためのツールとして、移行計画への関心が高まっている。移行計画は、ステークホルダーが企業の気候変動及び移行へのアプローチについて情報を得るためにも活用されている。
- 金融安定理事会（FSB）に設置された移行計画ワーキンググループ（TPWG: Transition Plan Working Group）においては、金融庁のチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーの池田議長の下、金融当局の観点から金融安定との関連性について、業界へのアウトリーチの結果も踏まえつつ議論を行ってきた。今般、報告書を取りまとめて公表することとなったため、御紹介したい。
- 本報告書は、何らかの勧告を行うことは目的としておらず、移行計画の目的や現在の業界の慣行、各国の金融当局による利用の状況を整理し、金

融の安定性の評価に移行計画を利用することの限界と課題、可能性について検討した結果をまとめたものである。

- 本報告書において、移行計画が気候関連金融リスクと相互に関係する可能性を指摘しつつ、他方で、金融の安定性の評価のために移行計画を利用することについては、情報の信頼性や比較可能性をサポートするためのより一層の標準化、データの利用可能性の拡大等が必要であるとされた。今後の具体的な利用に向けては、国際機関や基準設定主体の作業や各国当局の取組、実務の進展を待つ必要性が述べられている。
- 本報告書は2025年1月14日にFSBウェブサイトで公表されており、金融庁ウェブサイトにも掲載している。詳細は本文を参照願いたい。

(以 上)